

授業料徴収猶予申請者及び月割分納申請者 各位

平成29年度後期分授業料徴収猶予及び

月割分納の許可について

さきに申請のありましたこのことについて、
申請者全員の許可が決定しましたので、お知らせします。

徴収猶予許可者

平成30年3月6日(火)に引き落とされますので、前日までに指定口座に授業料267,900円（法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります）以上の残高があることを確認してください。

※平成30年3月卒業又は修了予定者は、

平成30年2月23日(金)に引き落とされますのでご注意ください。

月割分納許可者

下記の日程で引き落とされますので、指定口座に月額44,650円（法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります）以上の残高があることを確認してください。

平成29年11月24日(金) ← 【在校生】2ヶ月分（以降1ヶ月分ずつ）

平成29年12月25日(月) ← 【新入生】3ヶ月分（以降1ヶ月分ずつ）

平成30年1月23日(火)

平成30年2月23日(金)

平成30年3月 6日(火)

※平成30年3月卒業又は修了予定者は、平成30年2月23日(金)に
2ヶ月分引き落とされますのでご注意ください。

平成29年10月17日

学生支援課経済支援係